

困難を抱える青少年への支援について



総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課

フリースクール等こどもの居場所づくりの推進検討の背景等

国や県の動向・県の取組状況	内 容
こども大綱【国】 (令和5年12月)	全てのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、 <u>社会全体で支えていくことが必要であり、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこどもの居場所となっているこども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所についても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むこと</u>
こどもの居場所づくりに関する指針【国】 (令和5年12月)	こどもの居場所づくりについて、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、 <u>各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、こども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら進めることが必要</u>
不登校に関する政策提言【鹿児島県議会】 (令和6年3月)	<u>保護者に対する相談窓口や学びの場などの情報を提供できる体制の整備、NPO等の団体も含めた関係機関等のネットワークの構築、フリースクール等の民間施設の利用にあたって生じる保護者の経済的負担の軽減などが提言</u>
こどもの居場所に関する実態調査【県】 (令和6年12月～令和7年2月)	フリースクール等の支援の在り方について検討するため、長期欠席者及び保護者の支援のニーズやフリースクール等の施設の状態等を把握する。 ○ 調査対象 ・ 県内小中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍している長期欠席者（30日以上）及びその保護者 ・ 県内のフリースクール等の子どもの居場所となっている施設 ○ 調査協力者数 ・ 児童生徒数 555人（小学生205人、中学生283人、高校生65人、無回答2人） ・ 保護者数 676人（小学生255人、中学生345人、高校生74人、無回答2人） ・ 施設数 37か所
こどもの居場所に関する関係機関協議会【県】 ＜協議会実績＞ ・ 協議会（3回） ・ フリースクール部会（4回）	○ メンバー 学識経験者、福祉関係機関、教育長会、校長会等16名（うち部会委員5名） ○ 協議会のまとめ（#2協議会） ・ 大本となるのが、「相談支援体制」となる。<u>相談支援体制には、児童生徒や保護者が相談支援に繋がるための「情報提供」の支援、児童生徒や保護者が相談する「相談窓口」がレベルアップするための支援、フリースクール等こどもの居場所と関係機関等の「連携強化」が含まれる。これら「相談支援体制」に含まれる支援は児童生徒や保護者への様々な支援を検討するに当たっての根幹となるものである。</u><u>これらの支援をしっかりと行った上で、「世帯への支援」と「施設への支援」が必要になる。「施設への支援」には、「施設の運営支援」と施設の「担い手確保」や職員の「資質向上」への支援が含まれる。</u> ・ 県には具体的な施策を検討して欲しい。

フリースクール等のこどもの居場所づくりの推進



※
世帯への
支援

世帯への支援

(4)施設の運営
支援

※
担い手確保
資質向上

施設への支援

(1)情報提供

(2)相談窓口

(3)連携強
化

相談支援体制

令和8年度こどもの居場所づくり推進事業（新規）実施内容

1 目的

こどもの居場所づくりを推進し、子どもが学校に行けなくなった際に、子どもが安全に安心して過ごせるように、相談体制を強化するとともに、施設や世帯の支援を実施する。

2 実施内容

（１）「相談窓口・こどもの居場所ガイドブック」の作成・配布

子どもの支援に関わる様々な相談窓口やこどもの居場所等の詳細な情報を掲載したガイドブックを作成し、学校等に配布する。

（２）こどもの居場所づくり推進事業研修会の実施

子どもへの関わり方やよりそい方、子どもの発達特性等を学習し、こどもの居場所づくりの実践をみがくことを目的とした研修会を実施するとともに、こどもの居場所や在籍校、福祉・教育の関係機関等の連携強化を目的とした研修会を実施する。

（３）「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置

県全体のこどもの居場所に関する地域資源を把握し、福祉・教育の関係機関、こどもの居場所、その他機関等に情報提供や紹介・つなぎを行うとともに、こどもの居場所づくりに関する連携体制の構築を図る「こどもの居場所づくりコーディネーター」を配置する。

（４）「多様な学び情報共有シート」の活用促進

こどもの居場所を利用している子どもの特性やこどもの居場所における取組内容等を共有できる「多様な学び情報共有シート」の様式を作成し、こどもの居場所や在籍校等における活用を促進する。

（５）こどもの居場所と企業等をつなぐイベントの実施

こどもの居場所における活動内容の紹介や、体験機会や物資の提供等を求めるこどもの居場所とそれらを提供する企業等をつなぐイベントを実施する。

（６）こどもの居場所の運営等に関するアドバイザーの派遣

こどもの居場所における活動内容の充実や安定的な経営を図るため、こどもの居場所の運営等に関するアドバイザーを派遣する。

（７）「こどもの居場所みがき計画」の作成・実施に必要な経費の補助

それぞれのこどもの居場所が、子どもにとってより良い居場所となるための取組を記載した「こどもの居場所みがき計画」を作成し、計画に記載した取組を実施するために必要な経費を補助する。

日本語指導充実促進事業について

1 目的

県が進める外国人材の確保や多文化共生社会の実現を教育面から資するため、帯同家族（児童生徒）の就学機会の確保や学習環境の整備を図る。

- ・ 突発的に日本語指導が必要となった学校や市町村に対して、県として速やかに支援に入る体制をつくる。
- ・ 市町村の教育行政担当者の専門性を充実させる。
- ・ 市町村等のニーズを踏まえ、日本語指導充実のための体制づくりを支援する。

2 内容

(1) 日本語指導支援専門員（スーパーバイザー）による市町村への側面支援

日本語指導を必要とする児童生徒の転入があった際、ノウハウを有していない市町村においても日本語指導体制を迅速に構築できるよう、県教委に日本語指導支援専門員（スーパーバイザー）を1人配置し、小中学校教員等に対する側面支援を行う。

ア 緊急支援（現地派遣、遠隔支援）

小中学校教員等に対し、最初の面談の在り方や当面の支援の在り方に関するノウハウの獲得・向上を目的として、原籍国との学校制度の違いや校則・校納金等のルールなどの説明の具体的方法、食や宗教上の問題や日本語レベルの確認方法、編入学年の決定に係る互いの理解促進等の具体的方法、学校の現状を踏まえた担当者等の決定や当面の支援の在り方の具体的方法などについて支援を行う。

イ 継続支援（現地派遣、遠隔支援）

小中学校教員等に対し、中・長期に渡る学校側の支援の充実に関するノウハウ向上を目的として、個別の支援計画の断続的な見直しや各教科等との指導の関連の充実、校内の支援体制の在り方等の支援を行ったり、突発的に起こる問題への対処について常時相談を受けたりする支援を行う。その中で、単に日本語で学校生活を送ることのみならず、各教科の学習内容を計画的に無理なく理解させ、教育目標の達成に向けて学習に取り組ませる段階的な指導の具体について支援する。

(2) 市町村の教育行政担当者を対象とした研修会の実施

年1回の集合型研修

(3) 国の補助事業の活用

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業（出水市）

3 負担割合

(1)(2)県（10/10）、(3)国・県・市町村（各1/3）

4 令和8年度予算額

8,423千円